⑶ Nature and quantity of the products to be manufactured : Telecommunication equipment maintenance (Inside of a Tomata dam pipe), 1 set
⑷ Fulfillment period : From 1 April, 2015 through 31 March, 2016
⑸ Fulfillment place : as in the tender documentation
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are Those who shall :
① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
② have grade A, B, C or D on "Provision of services" in Chugoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every Ministry and agency) in the fiscal year 2013, 2014 and 2015
③ not be under suspension of nomination by Director-General of Chugoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening
④ not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
⑤ have proven to have actually or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the Products concerned
⑥ have proven to have prepared a system to provide rapid aftersale service and maintenance for the products concerned
⑦ have officially received the grant of the bid manual from Director General of Chugoku Regional Development Bureau
⑺ Time-limit for tender to certificate : 17 : 00　18 February, 2015
⑻ Time-limit for tender : 17 : 00　12 March, 2015
⑼ Contact point for the notice : Charge of general affairs, Tomata Dam and Reservoir Management Office, Chugoku Regional Bureau, 1592―4 Kutashimonohara Kagaminocho Tomata-gun Okayama-ken, 708―0433 Japan. TEL 0868―52―2151 ex. 213
⑽ acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年1月15日
分任支出負担行為担当官
中国地方整備局　福山河川国道事務所長
中川　哲志

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

1　調達内容
⑴ 品目分類番号　15、29
⑵ 調達件名及び数量　福山管内電気通信設備保守業務　1式（電子入札対象案件）
⑶ 調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷ 履行期間　平成27年4月1日～平成28年3月31日
⑸ 履行場所　入札説明書による。
⑹ 入札方法　落札の決定にあたっては、総合評価の方法をもって行うので、
ⓐ 総合評価のための性能、機能、技術能力等に関する書類を提出すること。
ⓑ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。
⑺ 電子入札システムの利用　本案件は競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。
なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格
⑴ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵ 開札までに平成25・26・27年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有することが確認できた者であること。
⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の手続を行った者を除く）でないこと。
⑷ 一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年3月28日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
⑸ 申請書の受領期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑹ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑺ 下記のⓐ又はⓑの履行（施工）実績があることを証明した者であること。詳細については、入札説明書による。
ⓐ 入札説明書に定める保守又は点検業務の履行実績
ⓑ 建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の元請けとしての施工実績
⑻ 配置予定管理技術者が入札説明書に定める要件を満たしていること。
⑼ 電子入札システムにより入札に参加する者は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑽ 分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること。

3　入札書の提出場所等
⑴ 電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
（若しくはhttp://www.e-bisc.go.jp/）
〒720―0031 広島県福山市三吉町４―４―13　中国地方整備局福山河川国道事務所経理課　菅　　啓介　電話084―923―2621（内線220）
⑵ 紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　⑴の問い合わせ先と同じ
⑶ 入札説明書の交付場所及び交付方法　⑴の問い合わせ先で手交または郵送により交付。手交による交付は、交付の際、受領者の署名・押印を必要とする。郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
⑷ 電子入札システム及び紙入札方式による申請書の受領期限　平成27年2月18日17時00分
⑸ 電子入札システム及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成27年3月13日17時00分
⑹ 開札の日時及び場所　平成27年3月16日10時00分　中国地方整備局福山河川国道事務所入札室

4　その他
⑴ 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶ 入札者に要求される事項
ⓐ 電子入札システムにより参加を希望する者は、上記3⑷に示す受領期限までに申請書データを上記3⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。
ⓑ 紙入札方式により参加を希望する者は、上記3⑷に示す受領期限までに必要な申請書を上記3⑵に示す場所に提出しなければならない。
なお、ⓐ、ⓑいずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。